



遺言について — 遺言能力等

- 1 遺言に関する総則です。民法§960～966の定めです（§=条 以下民法を「民」または「法」と略称します）。
- 2 法は、まず「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない」（§960）とします。すなわち、先回の稿で述べた①普通方式、②特別方式Aおよび③特別方式Bの方式にしたがった遺言（遺言書）のみが有効であり、それ以外の方式による遺言（遺言書）は無効とします。例えば、テープレコーダーやCD、メールなどでなされた遺言は遺言としての効力が認められないということです。
代理人による遺言も遺言としてはあり得ません（無効ということ）。
- 3 遺言は遺言者自らが単独でするものです。相続人や受遺者となる者の承諾を必要とせず、遺言をするぞよと報告したり知らせる必要もありません。
- 4 遺言者は自分のした遺言に拘束されることはありません。遺言で誰々に相続させるとか誰々に遺贈するとした「遺産」を生前に自ら処分したり使い果たしても構いません。
何度でも遺言（遺言書）を書き変えることもできます（前の遺言と異なる＝矛盾する遺言も可）。
- 5 このように、遺言は生前（生存中）の遺言書に不利益を与えることがないことから、行為脱力に関する民法の規定（§5、§9、§13、§17）を適用しないものとし（民§962）、満15歳に達した者は遺言をすることができるとなりました（§961）。ただし、意思能力の存在が必要（これを遺言能力といいます）。反面、成年者であっても意思能力がない者の遺言は無効とされます

（事実上意思能力を欠く場合は「成年後見開始の審判」の前後を問わず無効）。

- 6 前項で適用しないとされる条項は次のものです。
§5—— 未成年者の法律行為に関する定め。遺言に法定代理人の同意を不要とする。
§9—— 成年被後見人の法律行為に関する定め。遺言に成年被後見人の同意を不要とする。
ただし、成年被後見人が意思能力（遺言能力）を一時回復したときにおいて遺言をするには、医師二人以上の立ち会いがなければなりません（民§973 普通方式遺言の場合に準用—§982）。このほか、被後見人の遺言につき無効とされる場合があります（§966 後述）。
§13—— 被保佐人の遺言は保佐人の同意を要しないとす。
§17—— 被補助人の遺言は補助人の同意を要しないとす。
- 7 総則に遺留分に関する定めがあります。すなわち、「遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。」（民§964 遺留分に関する規定は§1028ほか）。
- 8 遺言には、胎児の相続適格（民§886）および相続欠格（§891）の規定が準用されます（§965）。
- 9 被後見人の遺言について、後見人が直系血族、配偶者または兄弟姉妹以外の場合、被後見人が後見の計算の終了前に、後見人、後見人の配偶者もしくは後見人の直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は無効とされます。

以上が相続に関する総則の規定です。